

平成 19 年度 伊勢地域公共交通会議 第4回 議事要旨

■ 開催概要

日時：平成20年3月17日（木）19:00～

場所：伊勢市役所 東庁舎 4-3 会議室

出席者：全 17 名

学識経験者 2名（四日市大学教授、中部大学教授）

市民代表 3名

一般乗合旅客自動車運行事業者

2名（三重交通伊勢営業所所長代理、三重県旅客自動車協会伊勢支部長）

一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体

1名（三重交通労働組合執行委員長代理）

中部運輸局三重運輸支局

1名（首席運輸企画専門官）

三重県伊勢警察署 1名（交通第一課長）

三重県 1名（三重県政策部交通政策室長代理）

伊勢市 1名（観光交通部参事）

事務局 5名（伊勢市観光交通部交通政策課 3名、 創建 2名）

■ 議事内容

1. 地域公共交通活性化・再生総合事業に伴う法定協議会の設置について

事務局より、地域公共交通活性化・再生総合事業の概要、事業実施に伴い必要となる法定協議会の設置方針、法定協議会設置要綱案、会計規定案、庶務規定案について説明。

- 法定協議会設置にあたり、事務局からの提案としては、庶務関係は事務局である伊勢市が行い、会計については伊勢市観光交通部参事に、監事2名については地元の方にやっていただきたいと考えている。（事務局）

<法定協議会設置について>

- 法定協議会はコミュニティバス運行の事業主体としての位置づけを持っており、地域協議会とは性格が異なるため、私の一存で参加の判断はできない。伊勢警察署としての了承が得られるまで、参加の可否は保留にしていきたい。（伊勢警察署）

⇒〇〇（事務局）

⇒〇〇（三重運輸支局）

法定協議会設置及び法定協議会への参加について参加者に了承をいただいた。伊勢警察署のみ、法定協議会参加については、警察署としての了承を後日確認する。

<法定協議会の運営について>

- 法定協議会委員や会長の責任などについて確認しておく必要があるのではないか。(伊勢市観光交通部参事)

⇒委員個々にまで責任が及ぶことはない。また、会長については、市長が兼任という形をとっている例もある。規約内容や役員については、年度中に変更することも可能である。(三重運輸支局)
⇒今後の検討課題としたい。(事務局)

会長、副会長については、当面の間継続、会計については伊勢市観光交通部参事に、監事については、市民代表二名(旧伊勢市代表、二見代表)とすることで了承をいただいた。

2. 伊勢市地域公共交通総合連携計画について

事務局から、伊勢市地域公共交通総合連携計画(案)について説明。

委員方から連携計画の内容について特に異議はなく、事務局で策定を進めることで了承をいただいた。

3. その他

事務局から、前回の会議で議論した市民アンケートの配送状況、来年度の事業方針について説明。

- ひかりの街住民が、市長にコミュニティバス運行の要望書を提出したことについて報告。現状の民間路線バスが、来年度、平日は朝夕のみに減数、休日は運休になるため、コミュニティバス運行を要望している(市民代表)

⇒ひかりの街からの要望はうかがっている。デマンドなどの方式も視野にいれ、随時見直しを行っていききたい。(事務局)

事務局で地域公共交通活性化・再生総合事業の申請を進めていくことについて了承を得、会議を終了。